



三重県公報

平成13年3月30日(金)

号外

目次

条 例

- 三重県県税条例の一部を改正する条例……………(税務政策課) 2

規 則

- 三重県予算調製及び執行規則の一部を改正する規則……………(予算調整課) 4

公布された条例のあらまし

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 個人の県民税

- (1) 土地譲渡等に係る事業所得及び雑所得に係る課税の特例の適用停止措置の期限を3年延長し、平成15年12月31日(現行平成12年12月31日)までとすることとしました。
- (2) 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置を平成12年度から平成16年度までの各年度分(現行平成12年度分及び平成13年度分)に適用することとしました。

2 不動産取得税

- (1) 宅地建物取引業者等が取得した新築家屋に係る特例措置の適用期限を3年延長し、平成16年3月31日(現行平成13年3月31日)までとすることとしました。
- (2) 住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置及び新築特例適用住宅用土地に係る減額措置についての特例措置の適用期限を3年延長し、平成16年6月30日(現行平成13年6月30日)までとすることとしました。
- (3) 自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅及び当該特例適用住宅に係る土地の取得に係る税額の減額措置についての特例措置の適用期限を3年延長し、平成16年3月31日(現行平成13年3月31日)までとすることとしました。
- (4) 住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る特例措置の適用期限を3年延長し、平成16年6月30日(現行平成13年6月30日)までとすることとしました。
- (5) 住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税についての特例措置の適用期限を3年延長し、平成16年6月30日(現行平成13年6月30日)までとすることとしました。

3 自動車取得税

- (1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成15年3月31日(現行平成13年3月31日)まで延長することとしました。
- (2) 自動車の取得に係る課税標準の特例措置の対象となる要件について、一定の低燃費基準に最新排出ガス規制値より25パーセント以上排出ガス性能の良い基準を加えることとし、当該特例措置の適用期限を平成14年3月31日(現行平成13年3月31日)まで延長することとしました。
- (3) 平成12年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとしました。
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に規定する特定地域及び改正後の同法に規定する窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域の外において、新たに最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車の取得(当該取得に当たって、改正後の同法に定める排出基準に相当する基準に適合しない一定の自動車を、一定の日前に抹消登録を受けた場合に限る。)に係る税率を、現行税率から、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間に取得されるものについては100分の0.5を控除した率とすることとしました。

(5) 平成14年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率を、現行税率から、平成13年4月1日から平成14年9月30日までの間に取得されるものにおいて100分の1、平成14年10月1日から平成15年2月28日までの間に取得されるものにおいて100分の0.1をそれぞれ控除した率とすることとしました。

4 軽油引取税

特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入について軽油引取税を課するものとし、申告納付期限を当該軽油の輸入の時までとすることとしました。

5 その他規定を整備することとしました。

6 この条例は、平成13年4月1日（5については平成13年3月31日）から施行することとしました。

条 例

三重県条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県条例第五十号

三重県条例の一部を改正する条例

三重県条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第四項、第七項及び第八項」を「第六項、第九項及び第十項」に改め、同条第二項中「第四項及び第八項」を「第六項及び第十項」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十一項」に、「第七項又は第八項」を「第九項又は第十項」に改め、同条第四項中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第五項中「第十一項」を「第十三項」に、「法第四款」を「法第二章第一節第四款」に、「第七項又は第八項」を「第九項又は第十項」に改め、同条第六項中「第十九項」を「第二十一項」に、「消滅」を「解散を」に改め、同条第七項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第八項中「消滅」を「解散を」に改め、同条第三項中「行なつ」を「行つ」に、「消滅」を「解散を」に改める。

第四十三条の二第一項中「行なわれた」を「行われた」に、「消滅」を「解散を」に改め、同条第三項中「行なつ」を「行つ」に、「消滅」を「解散を」に改める。

第六十九條第一項中「消費又は譲渡」を「消費、譲渡又は輸入」に改め、同項第五号中「又は輸入」を削り、同項に次の一号を加える。

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
第七十七條に次の一号を加える。

七 第六十九條第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項

附則第八条第二項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

附則第九条第二項中「平成十二年度分及び平成十三年度分」を「平成十二年度から平成十六年度までの各年度分」に改める。

附則第十五条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十三年六月三十日」を「平成十六年六月三十日」に改め、同条第三項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附則第十六条及び第十七条第一項中「平成十三年六月三十日」を「平成十六年六月三十日」に改める。

附則第二十一条第二項及び第三項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第二十条第一号」を「第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号」に、「同法第十八条第一項に規定する」を「ものうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない」に、「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で令で定めるものの取得(第三項の規定の適用がある場合の自動車の取得及び第五項の規定の適用がある場合の取得で令で定めるものを除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、同法第四十一条の規定により昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基

づく排出ガス保安基準に適合する自動車で令で定めるものにつき令で定める日前（施行規則で定める期間内に限る。）に同法第十五条第一項の申請に基づき抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして令で定める自動車を取得した場合（施行規則で定める場合に限る。）には、当該取得が平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十七条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の〇・五を控除した率とする。

附則第二十一条第八項中「又は法附則第三十二条第八項」を「又は前項」に改め、同条に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で令で定めるものの取得（第三項、第五項又は第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六十七条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十三年四月一日から平成十四年九月三十日まで 百分の一
二 平成十四年十月一日から平成十五年二月二十八日まで 百分の〇・一

附則第二十二條第二項中「若しくは譲渡」を「譲渡若しくは輸入」に改める。

附則第二十四條第三項中「又は合併」を「合併による解散を除く。」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第三十三条、第四十三条の二及び附則第二十四条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定については、平成十三年三月三十一日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の三重県県税条例（以下「新条例」という。）第三十三条第一項から第八項までの規定は、平成十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度分の法人の県民税及び各計算期間の法人税額に係る法人の県民税並びに施行日以後に解散（合併による解散を除く。以下この項及び次項において同じ。）が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 新条例第四十三条の二第一項及び第三項並びに附則第二十四条第三項の規定は、施行日以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度に係る法人の事業税及び各計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後に解散が行われる場合の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人の事業税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 新条例附則第十五条、第十六条及び第十七条第一項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 新条例附則第二十一条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 この条例の改正前の三重県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第二十一条第七項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

7 新条例第六十九条第一項第六号、第七十七号第七号及び附則第二十二条第一項の規定は、平成十三年六月一日以後に行われる新条例第六十九条第一項第六号の軽油の輸入に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前に輸入が行われた軽油に係る旧条例第六十九条第一項第五号の軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

規 則

三重県予算調製及び執行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十三年三月三十日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第五十四号

三重県予算調製及び執行規則の一部を改正する規則

三重県予算調製及び執行規則（昭和三十九年三重県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（配当）

第十三条 知事は、配当を定期配当通知書（第五号様式）に、配当の追加又は更正を配当通知書（第五号様式）により行うものとする。

第十七条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事項については、予算調整課長（特に重要又は異例に属するものにあつては、総務局長）に合議しなければならない。

第十七条第二項ただし書中「かわらず」の下に「総務局長に」を加える。

別表第三中「総務局長」を「予算調整課長」に改める。

歳入(その2)

科目	積算基礎

(所属)

頁
(規格A4版)

2 歳出(その1)

(会計)

(単位 千円)

(款)

(項)

(目)

種別				事業名	
				細事業名	
事業の概要	政策体系				(頁)
	総合行政課題				再掲 地域機関要求

	前々年度 最終 予算額	前年度予算額		本年度予算 見積額	左の内訳		備考
		当初 予算額	現計 予算額		経常経費	その他	
歳出計	()	()	()				
県費	()	()	()				
分担金 負担金	()	()	()				
使用料 手数料	()	()	()				
国庫 支出金	()	()	()				
財産 収入	()	()	()				
寄附金	()	()	()				
繰越金	()	()	()				
諸収入	()	()	()				
県債	()	()	()				
繰入金	()	()	()				

歳出(その3)

節 区 分	積 算 基 礎

(所属)

頁
(規格A4版)

第1号様式の2 (第6条関係)

1 歳入 (その1)

(会計)

(単位 千円)

科 目	前 年 度 最終予算額	本 年 度 予 算 額			充 当 先 (細事業名)
		既決予算額	補正見積額	計	

(所属)

歳入(その2)

科 目	積 算 基 礎

(所属)

頁
(規格A4版)

2 歳出(その1)

(会計)

(単位 千円)

(款)

(項)

(目)

種別					事業名		
					細事業名		

事業の概要	政策体系						(頁)
					再掲		
	総合行政課題				地域機関要求		

	前年度 最終 予算額	本年度予算額			備考
		既決予算額		補正 見積額	
		経常経費	その他		
歳出計	()				
県費	()				
分担金	()				
負担金	()				
使用料	()				
手数料	()				
国庫 支出金	()				
財産 収入	()				
寄附金	()				
繰越金	()				
雑収入	()				
県債	()				
繰入金	()				

歳出(その3)

節区分	積算基礎

(所属)

頁
(規格A4版)

第五号様式及び第六号様式を次のとおりとする。

第5号様式(その1)(第13条関係)

定期配当通知書

頁

		年度		
会計			定期配当日 年 月 日	
歳出短縮 節 細節	配当番号	議決予算額 (千円)	今回配当額 (千円)	配当額累計 (千円)

備考 欄に不足を生じる場合は、同様のものを続紙として用いること。

(規格A4版)

附則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1 箇月 2,700円

1 箇年 32,400円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年3月30日発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862